

いのち支える串間市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない串間市の実現を目指して～

平成31年3月

串間市

はじめに

全国の自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続で 3 万人を超えました。この間、平成 18 年には「自殺対策基本法」が制定され、自殺は「個人の問題」から「社会的な問題」であるとの認識の下、様々な対策が講じられ自殺者数は減少傾向にあります。依然として 2 万人を超えています。

平成 28 年 4 月自殺対策基本法が改正され、平成 30 年度までに全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられました。

こうした中、本市の自殺対策の取り組みとしては、医療・福祉・教育・労働産業・保健所等の関係機関の皆様による串間市自殺対策推進協議会を設置し、総合的な対策を行うとともに、相談窓口の開設や、小学校に赴き講座を実施する「SOS の出し方教育」など、現在事業を実施しておりますが、計画の策定にあたりまして、庁内すべてのセクションにおける全事業の中から、「生きることの支援」に関する事業の棚卸しを行い、ニーズや課題を的確に捉えたうえで、既存の事業を最大限活かし、「生きることの包括的支援」を推進していくことといたしました。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるという認識の下、すべての市民が連帯感を持ち、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない串間市」の実現を目指してまいります。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、多大なるご協力をいただきました串間市自殺対策推進協議会の各委員の皆様をはじめ貴重なご意見ご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

串間市長 島田俊光

目次

第1章 いのち支える串間市自殺対策行動計画について

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 計画策定の背景と目的 | P 1 |
| 2. 計画の位置づけ | P 2 |
| 3. 計画の期間 | P 3 |
| 4. 計画の目標 | P 3 |

第2章 自殺の現状と関連するデータ

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 自殺の現状 | P 4 |
| (1) 宮崎県の現状 | P 4 |
| (2) 串間市の現状 | P 7 |
| 2. 自殺に関連するデータ | P18 |
| (1) 串間市の高齢者関連資料 | P18 |
| (2) 串間市の生活困窮者関連資料 | P23 |
| 3. 現状と課題 | P25 |

第3章 いのち支える自殺対策における取組

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. 施策体系 | P26 |
| 2. 基本施策 | P27 |
| (1) 地域におけるネットワークの強化 | P27 |
| (2) 自殺対策を支える人材の育成 | P29 |
| (3) 住民への啓発と周知 | P31 |
| (4) 生きることの促進要因への支援 | P34 |
| (5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育 | P37 |
| 3. 重点施策 | P38 |
| (1) 高齢者 | P38 |
| (2) 生活困窮者・無職者・失業者 | P41 |
| 4. 生きる支援関連施策 | P43 |

第4章 自殺対策の推進体制

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 自殺対策の推進体制 | P49 |
| (1) 串間市自殺対策推進協議会 | P50 |
| (2) 串間市自殺対策推進庁内連絡会議 | P51 |

第5章 参考資料

1. 自殺対策基本法	P52
2. 自殺総合対策大綱（概要）	P58
3. 宮崎県自殺対策行動計画（第3期計画）の概要	P59
4. 串間市自殺対策推進協議会設置要綱	P60
5. 串間市自殺対策推進庁内連絡会議設置要綱	P62

第1章 いのち支える串間市自殺対策行動計画について

第1章 いのち支える串間市自殺対策行動計画について

1. 計画策定の背景と目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡者数）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数は毎年2万人を超えるなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

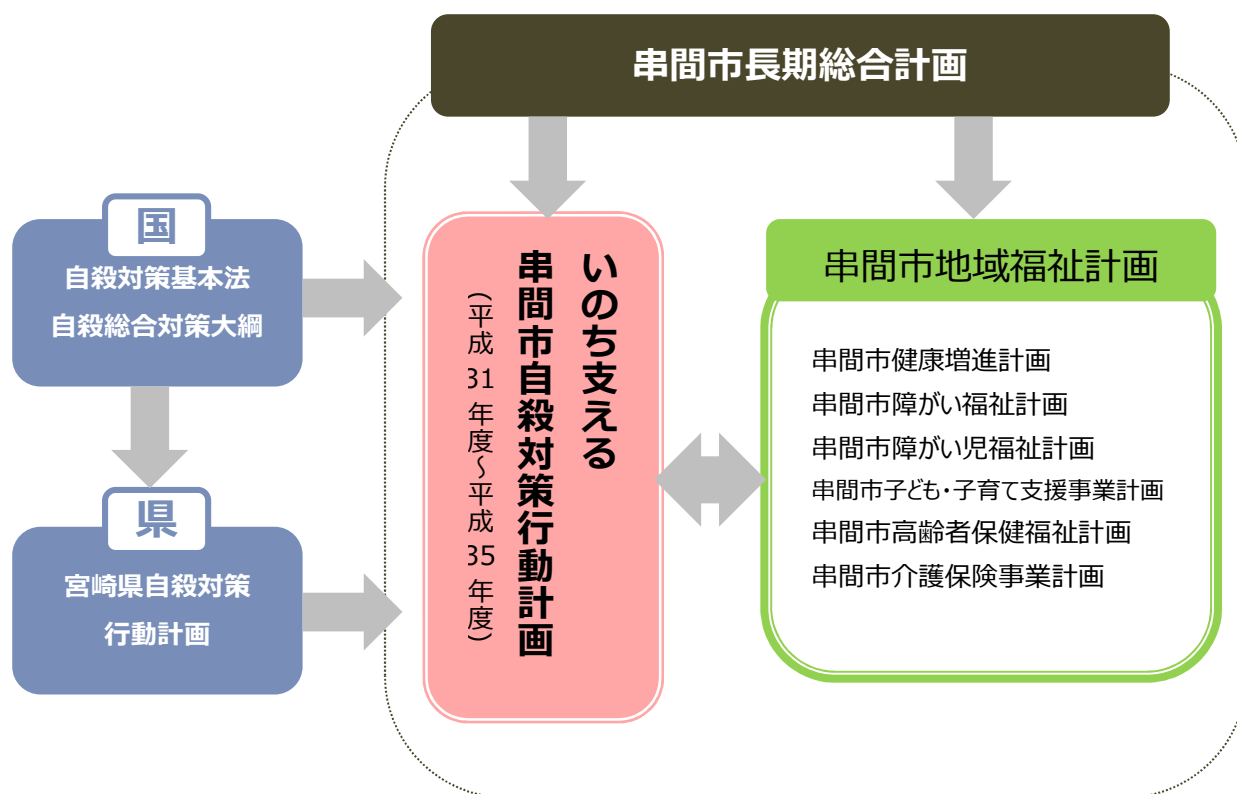
そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、串間市では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「いのち支える串間市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、当市の実状を踏まえた自殺対策を推進するために策定するもので、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識、方針を踏まえて策定します。

また、「宮崎県自殺対策行動計画」や「串間市長期総合計画」、「串間市地域福祉計画」、「串間市健康増進計画」等の関連計画との調和を図りながら、「いのち支える串間市自殺対策行動計画」を策定します。



3. 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目処に見直しが行われることを踏まえ、本計画の推進期間は平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

なお、国の自殺総合対策大綱の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の目標

国が、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、平成38年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を、平成27年に比べて30%以上減少することを目標として定めました。（平成27年自殺死亡率 18.5→13.0）

このような国の方針を踏まえながら、いのち支える串間市自殺対策行動計画の目指すべき目標値としては、平成35年までの5年間で、概ね30%減少を目指すこととします。

	現状 (平成25年～平成29年)	目標 (平成31年～平成35年)
自殺死亡率	33.0	23.1以下
人数	33人	23人以下
対比	100%	70%

第2章 自殺の現状と関連するデータ

第2章 自殺の現状と関連するデータ

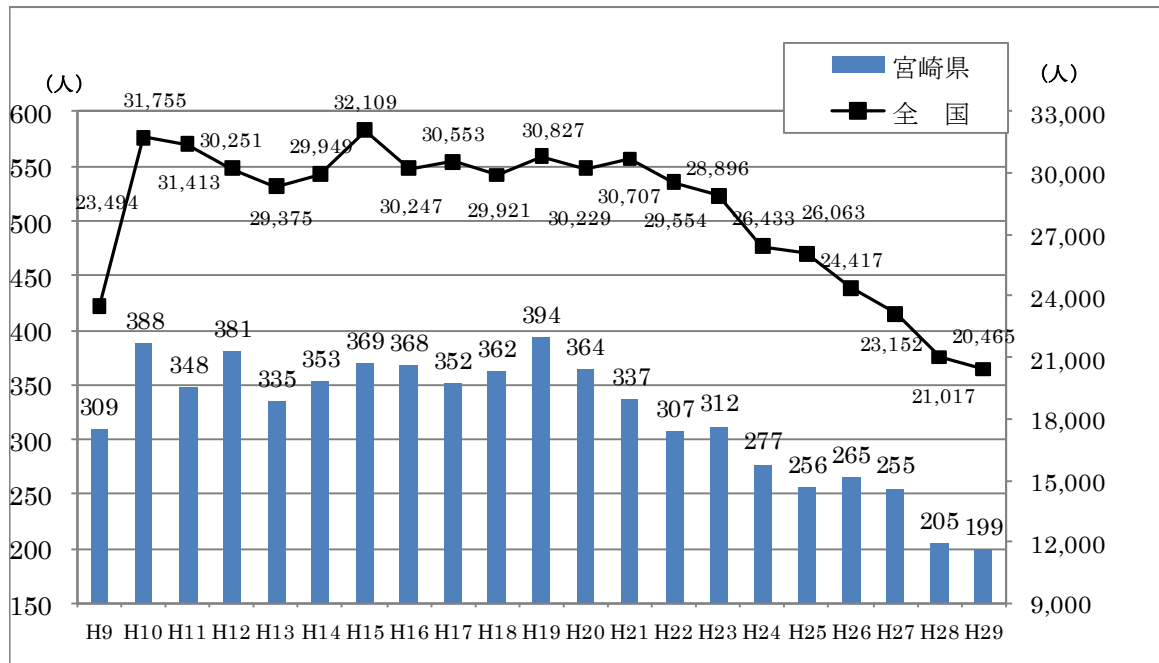
1. 自殺の現状

(1) 宮崎県の現状

① 全国・宮崎県の自殺者数の推移

宮崎県の自殺者数は、全国と同じく、ここ数年減少傾向にあり、平成29年は199人（前年比－6人）と、ピーク時の平成19年からほぼ半減しています。

【図1】 全国と宮崎県自殺者数の推移

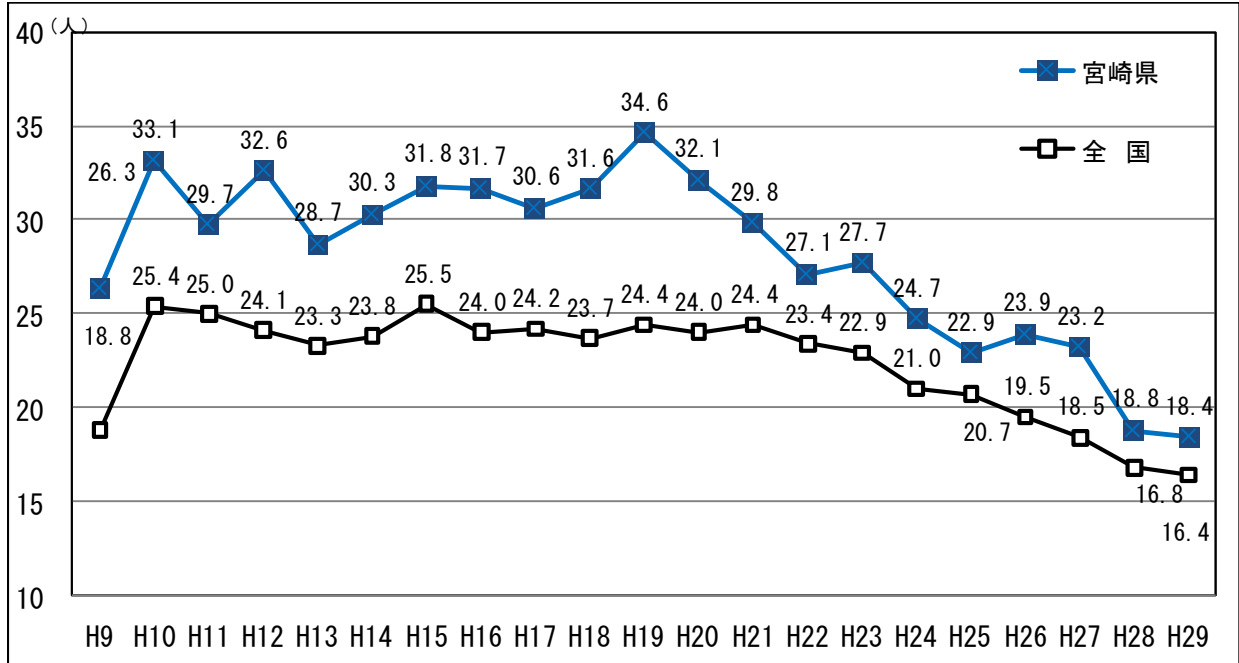


出典：人口動態統計より宮崎県作成

②全国・宮崎県の自殺死亡率の推移

宮崎県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、全国平均を一貫して上回っており平成29年は18.4人（前年比-0.4人）となっています。

【図2】全国と宮崎県自殺死亡率の推移

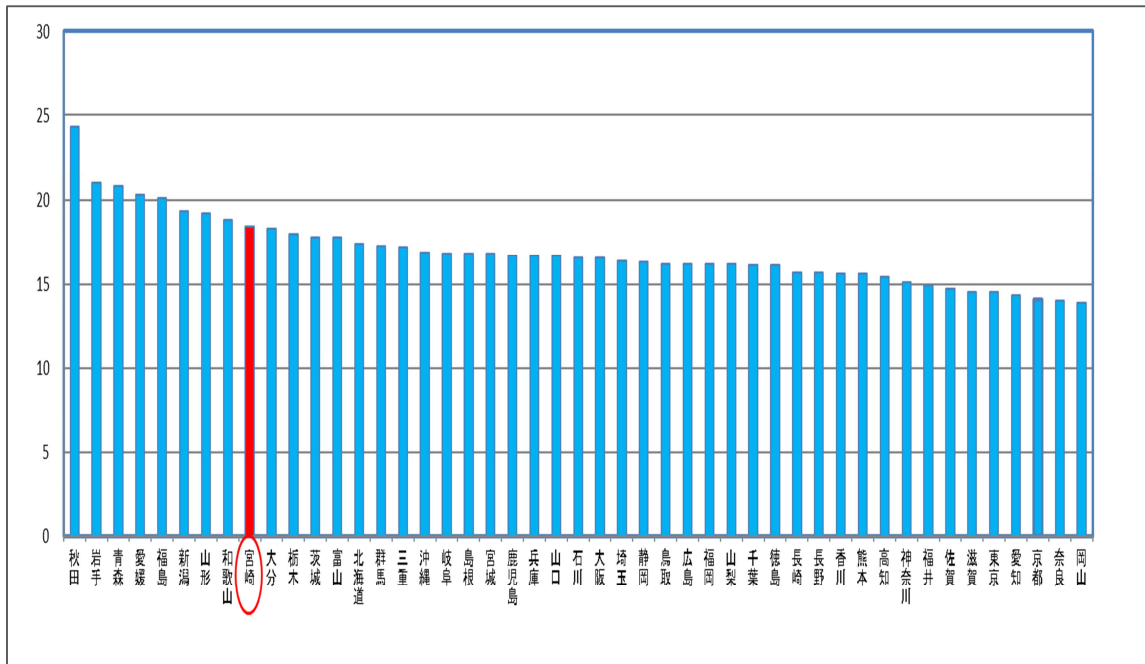


出典：人口動態統計より宮崎県作成

③都道府県別の自殺死亡率について

平成29年の宮崎県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、都道府県別で比較すると、全国で9番目（九州では1番目）に高くなっています。

【図3】都道府県別の自殺死亡率の比較（平成29年）



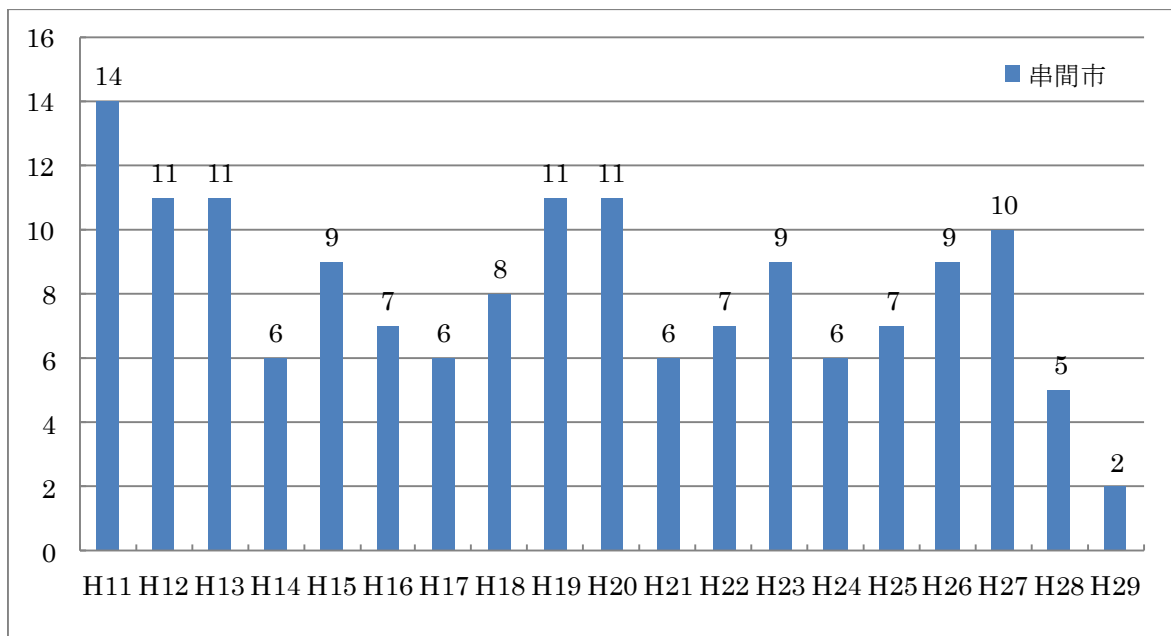
出典：人口動態統計より宮崎県作成

(2) 串間市の現状

①自殺者数について（平成11年～平成29年）

串間市の自殺者数は、大きく増減を繰り返していますが、平成29年は2人と、ピーク時の平成11年と比較して約85%減少しており、中長期的にみると減少傾向です。

【図4】自殺者数の推移

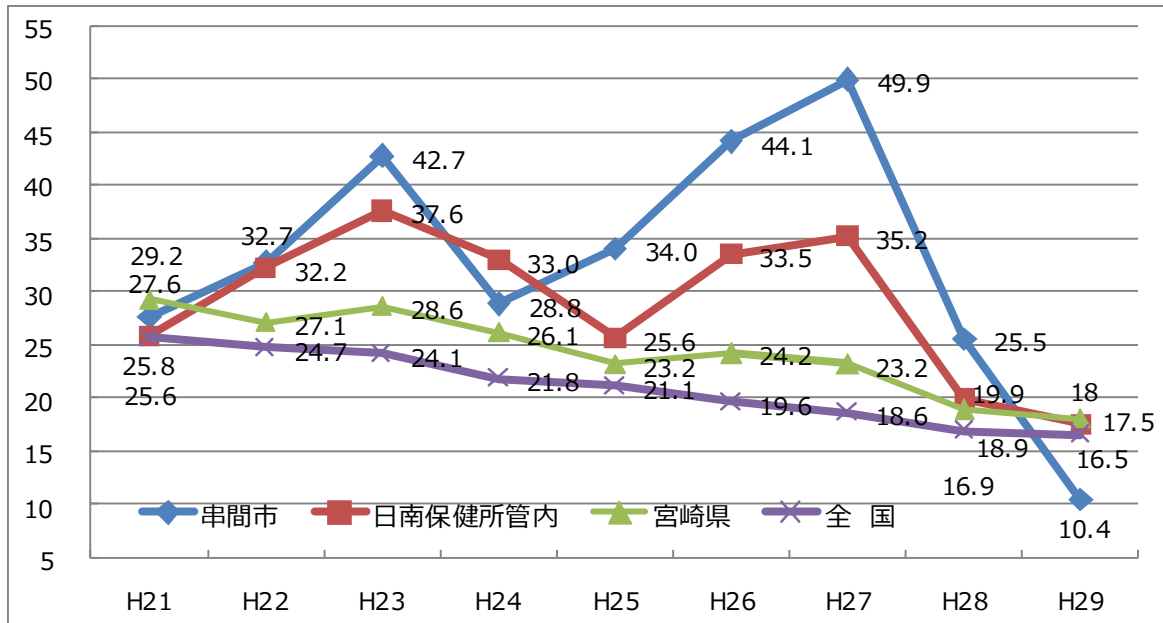


資料：「地域自殺実態プロファイル（2018）」

②自殺死亡率について（平成21年～平成29年）

串間市の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、大きく増減を繰り返していますが、中長期的にみると減少傾向です。国の自殺死亡率は、平成21年以降減少しており、宮崎県や日南保健所管内も減少しています。

【図5】自殺死亡率の推移

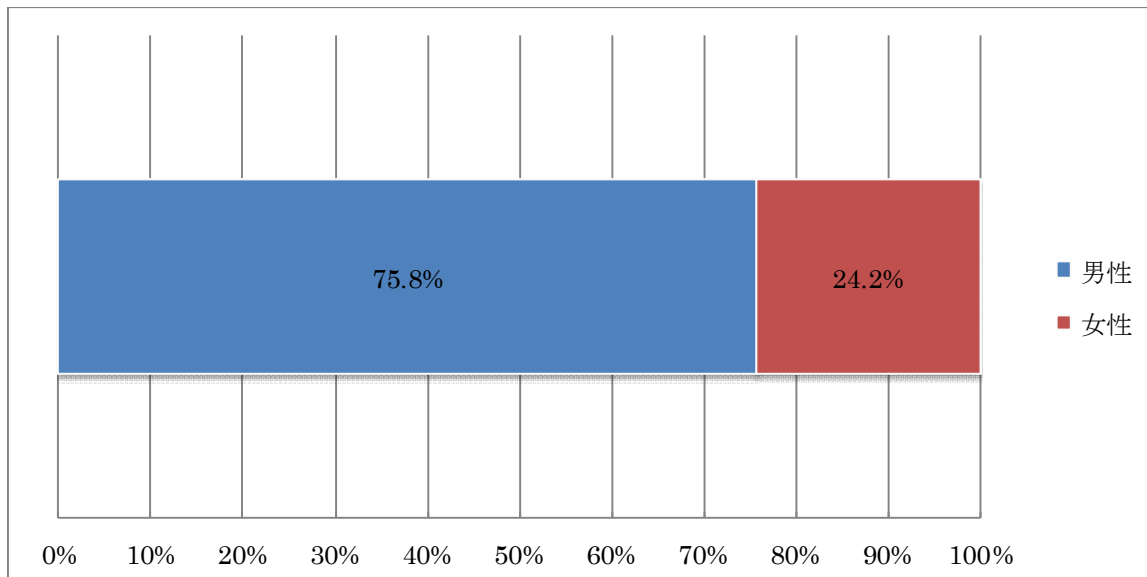


資料：「地域自殺実態プロファイル（2018）」

③自殺者の男女比（平成25年～平成29年合計）

串間市の平成25年から平成29年までの自殺者数は、合計33名。自殺者数の男女比は、男性は女性の約3倍となっています。

【図6】自殺者の男女比



資料：「地域自殺実態プロファイル（2018）」

④男女・年齢別自殺者数（平成25年～平成29年合計）

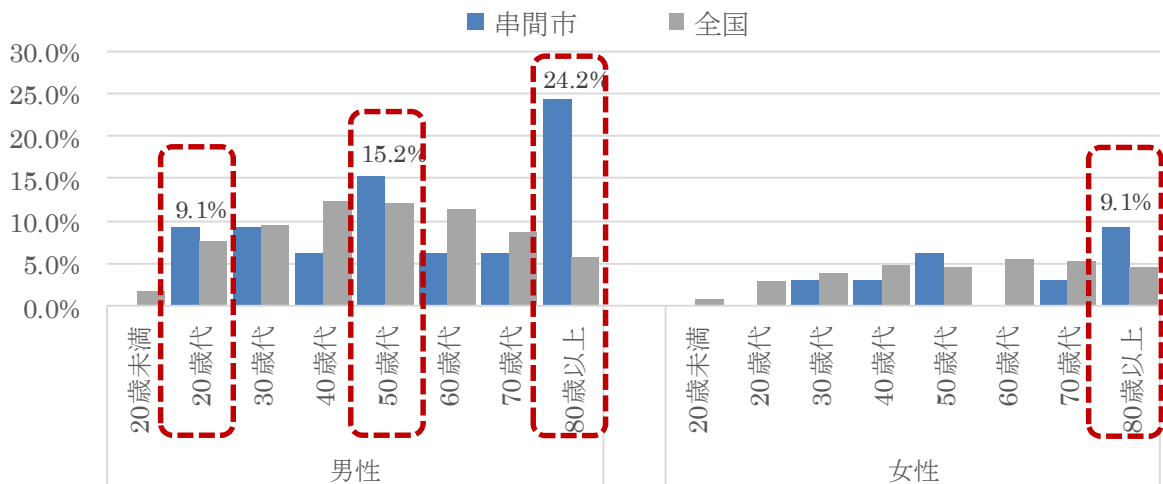
串間市の平成25年から平成29年までの自殺者数について、性別・年齢階級別でみると、男性・女性ともに80歳代、50歳代の順に多くなっています。また、20歳代男性の割合も全国に比べると多くなっています。

【表1】自殺者の男女・年齢別集計

年齢区分	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上
男性	0	3	3	2	5	2	2	8
女性	0	0	1	1	2	0	1	3
合計	0	3	4	3	7	2	3	11

出典：「地域自殺実態プロファイル（2018）」

【図7】自殺者の男女・年齢別割合

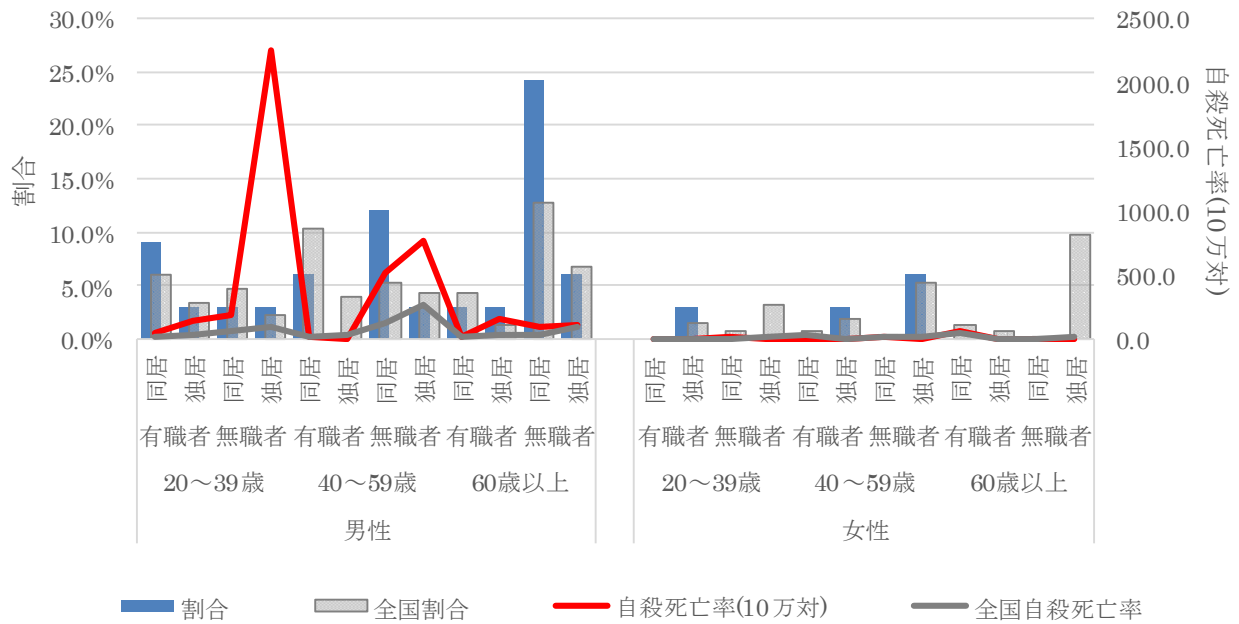


出典：「地域自殺実態プロファイル（2018）」

⑤男女・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺死亡率
(平成25年～平成29年合計)

串間市の自殺者の平成25年から平成29年の累計について、男女・年齢・職業・同居人の有無による自殺死亡率を全国と比較すると、自殺死亡率が全国と比べて高いのは、「男性・20～39歳・無職・独居」、次いで「男性・40～59歳・無職・独居」をあげることができます。

【図8】男女・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺死亡率



出典：「地域自殺実態プロフィール（2018）」

⑥男女・60歳以上・同居人有無別にみた自殺者の内訳

(平成25年～平成29年合計)

串間市の自殺者の平成25年から平成29年の累計について、男女・60歳以上・同居人の有無による自殺者の内訳を全国割合と比較すると、全国と比べて割合が高いのは、「女性・80歳以上・同居人なし」、「男性・80歳以上・同居人あり」、「男性・80歳以上・同居人なし」、「女性・70歳以上・同居人なし」をあげることができます。

【表2】男女・60歳以上・同居人有無別にみた自殺者の内訳

性別	年齢階級	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2	0	12.5%	0.0%	17.1%	10.8%
	70歳代	1	1	6.3%	6.3%	15.1%	6.3%
	80歳以上	6	2	37.5%	12.5%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	0	1	0.0%	6.3%	9.1%	3.8%
	80歳以上	0	3	0.0%	18.8%	7.4%	3.5%
小計		9	7				
合計		16		100%		100%	

出典：「地域自殺実態プロファイル（2018）」

⑦年代別死因順位について（平成24年～平成28年合計）

串間市の平成24年から平成28年の5年間における年齢別の死因をみると、若年層や若い働き盛り世代の死因で自殺が上位を占めています。【表3】

全体の死因順位をみると、自殺は6位となっています。（1位：悪性新生物、2位：心疾患、3位：肺炎）【表4】

【表3】年代別主要死因別順位（平成24年～平成28年合計）

年代	第1位	第2位	第3位
20代	自殺		
30代	自殺	悪性新生物(※1)	交通事故(※1)
40代	悪性新生物	心疾患	自殺
50代	悪性新生物	自殺	心疾患
60代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70代	悪性新生物	心疾患	肺炎
80代以上	悪性新生物	心疾患	肺炎

(※1) 同率順位

資料：宮崎県 衛生統計年報

【表4】全体の主要死因別順位（平成24年～平成28年合計）

順位	死因
1	悪性新生物
2	心疾患
3	肺炎
4	脳血管疾患
5	老衰
6	自殺
7	肝疾患
8	糖尿病
9	交通事故
10	高血圧性疾患
11	結核

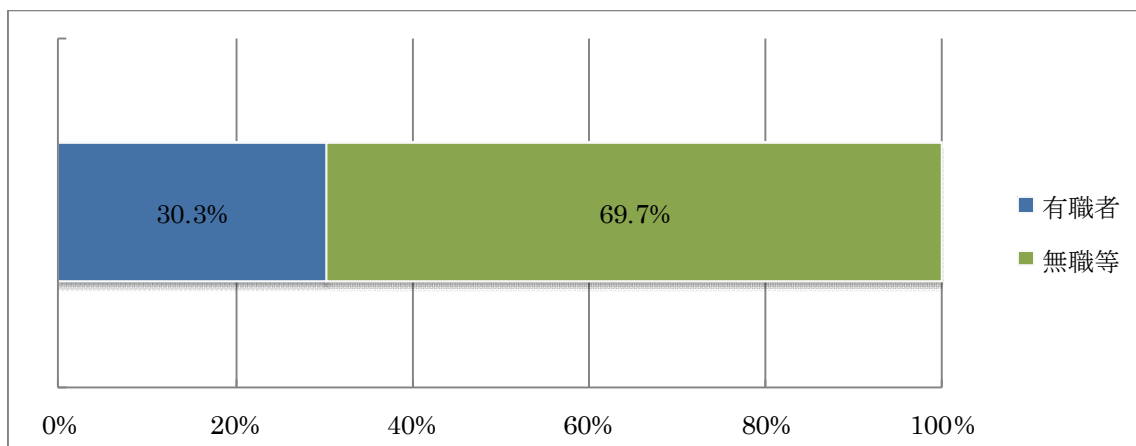
資料：宮崎県 衛生統計年報

⑧自殺者の職業（平成25年～平成29年合計）

串間市の平成25年から平成29年の職業別自殺者数の割合は、「無職者」が「有職者」の約2倍となっています。【図9】

職業8区分別の割合では「年金等」、次いで「被雇用者・勤め人」、「その他無職」の順となっています。

【図9】無職者・有職者別自殺者数割合



出典：地域自殺実態プロフィール（2018）

⑨自殺未遂歴の状況（平成25年～平成29年合計）

串間市の平成25年から平成29年の5年間の自殺者のうち、自殺未遂歴のあった者の割合は、全国・宮崎県と比較すると低い状況となっています。

⑩リスクが高い対象群（平成25年～平成29年合計）

串間市の自殺者の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者や死亡率を比較すると、自殺者が最も多い区分は「男性60歳以上・無職・同居」であり、次いで「男性40～59歳・無職・同居」、「女性60歳以上・無職・独居」、「男性20～39歳・有職・同居」、「男性60歳以上・無職・独居」と続きます。

●串間市における高リスク対象群

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上 無職同居	8	24.2%	95.5	失業（退職）→生活苦＋介護の 悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位:男性40～59歳 無職同居	4	12.1%	512.6	失業→生活苦→借金＋家族間の 不和→うつ状態→自殺
3位:女性60歳以上 無職独居	4	12.1%	70.9	死別・離別＋身体疾患→病苦→う つ状態→自殺
4位:男性20～39歳 有職同居	3	9.1%	56.1	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラ ック企業)→パワハラ＋過労→うつ状 態→自殺
5位:男性60歳以上 無職独居	2	6.1%	104.7	失業（退職）＋死別・離別→うつ 状態→将来生活への悲観→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしたもので、危機経路を典型的に例示しているものです。

出典：地域自殺実態プロフィール（2018）

⑪自殺の特性の評価（平成25年～平成29年合計）

	指標	ランク		指標	ランク
総数 ¹⁾	33.0	★★★	男性 ¹⁾	53.3	★★★
20歳未満 ¹⁾	0.0	-a	女性 ¹⁾	15.1	★★a
20歳代 ¹⁾	34.6	★★★a	若年者(20～39歳) ¹⁾	43.0	★★★
30歳代 ¹⁾	45.0	★★★a	高齢者(70歳以上) ¹⁾	48.7	★★★a
40歳代 ¹⁾	29.2	★a	勤務・経営 ²⁾	29.6	★★a
50歳代 ¹⁾	40.7	★★a	無職者・失業者 ²⁾	142.8	★★★
60歳代 ¹⁾	25.0	★a	ハイリスク地 ³⁾	103%/+ 1	-
70歳代 ¹⁾	29.8	★a	自殺手段 ⁴⁾	21%	-
80歳以上 ¹⁾	61.3	★★★a			

出典：地域自殺実態プロフィール（2018）

- 1) 自殺統計にもとづく自殺死亡率（10万対）。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
 - 2) 特別集計にもとづく20～59歳を対象とした自殺死亡率（10万対）（公表可能）。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
 - 3) 自殺統計にもとづく発見地÷住居地（%）とその差（人）。自殺者（発見地）1人の減少でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
 - 4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく首つり以外の自殺の割合（%）。首つり以外の割合が多いと高い。（首つりと首つり以外の人数が共に5人以上であれば、公表可能（自殺統計から算出可能な場合の公表は差し支えない）。）
- ・指標欄の「*」は指標を算出していないことを示す。

ランクの標章のランク	全国順位
★★★	上位10%以内
★★	上位10～20%
★	上位20～40%
-	その他
**	評価せず

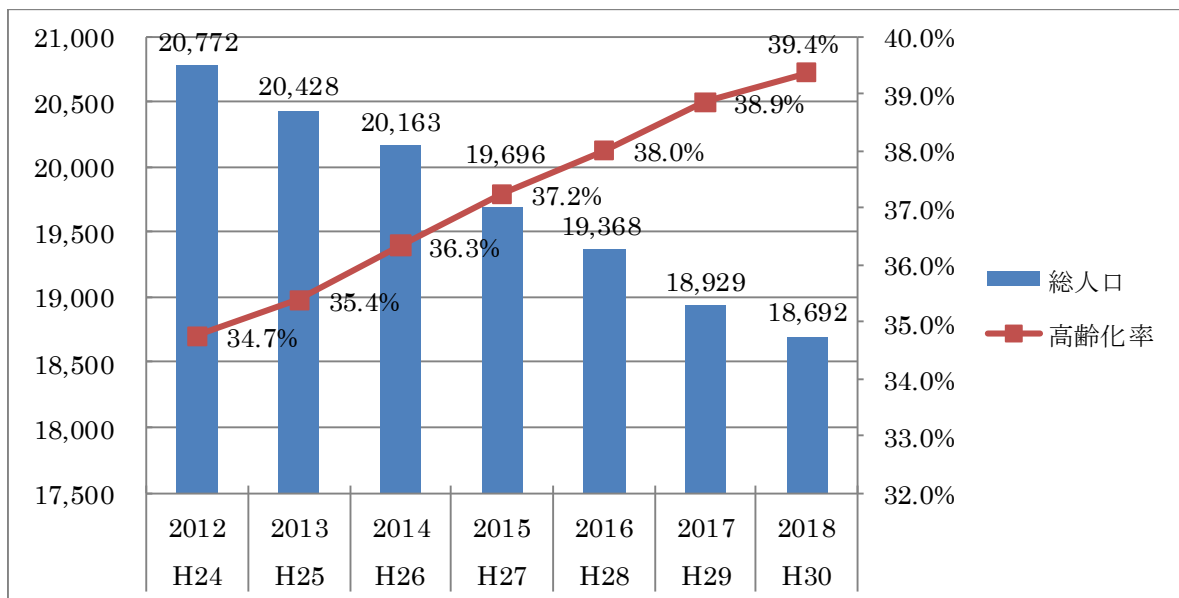
2. 自殺に関連するデータ

(1) 串間市の高齢者関連資料

① 総人口と高齢化率の推移

串間市の総人口（住民基本台帳人口）は、平成24年の20,772人から年々減少しており、平成30年には、18,692人（-2,080人）となっています。一方、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口割合）は、平成24年の34.7%から平成30年には39.4%と4.7ポイント増加し年々上昇しています。

【図10】総人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳人口 各年10月1日

②世帯の状況

串間市の世帯総数に占める高齢者(65歳以上)のいる世帯割合の経年変化をみると、平成7年(1995年)は46.9%でしたが、その後増加傾向にあり、平成27年(2015年)には56.3%となっています。

高齢者のいる世帯全体に占める「一人暮らし世帯」の割合は、平成7年(1995年)には25.0%でしたが、平成27年(2015年)には35.3%と10.3ポイント増加しており、「一人暮らし世帯」の世帯数は、平成7年(1995年)から平成27年(2015年)までの20年間で約1.5倍に増加しています。

【図11】高齢者のいる世帯の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯総数	8,758 (100%)	9,008 (100%)	8,685 (100%)	8,400 (100%)	7,922 (100%)
高齢者のいる世帯	4,108 (46.9%)	4,623 (51.3%)	4,756 (54.8%)	4,616 (55.0%)	4,459 (56.3%)
一人暮らし世帯	1,025 (25.0%)	1,373 (29.7%)	1,465 (30.8%)	1,555 (33.7%)	1,572 (35.3%)
夫婦のみ世帯	980 (23.8%)	1,359 (29.4%)	1,434 (30.2%)	1,357 (29.4%)	1,261 (28.3%)
その他の世帯	2,103 (51.2%)	1,891 (40.9%)	1,857 (39.0%)	1,704 (36.9%)	1,626 (36.5%)

資料：国勢調査

【世帯数】：一般世帯数

【高齢者のいる世帯】：65歳以上の親族のいる世帯

【一人暮らし世帯】：65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）

【夫婦のみ世帯】：夫65歳以上、妻65歳以上の夫婦（他の世帯員がないもの）

③就業状況

串間市の就業者総数は減少傾向にあり、平成7年の11,873人から平成27年には8,789人となっています。

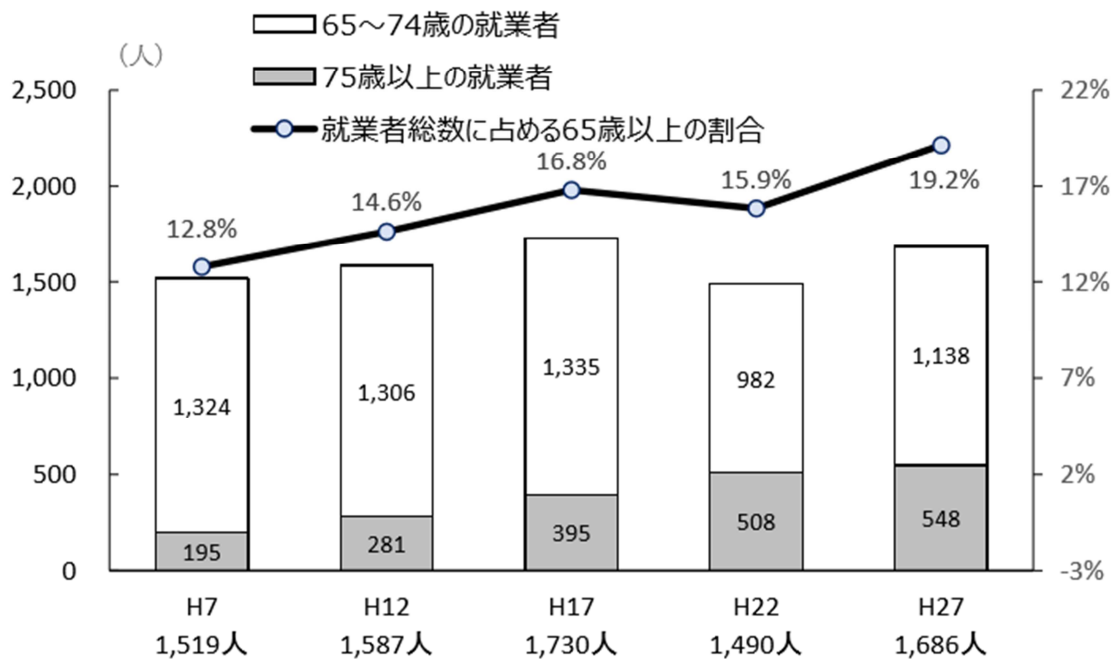
一方、就業者総数に占める65歳以上就業者数の割合は増加傾向にあり、平成7年の12.8%から平成27年には19.2%と6.4ポイント増加しています。

【図12】高齢者の就業状況の推移

	H7	H12	H17	H22	H27
串間市の就業者総数	11,873	10,836	10,296	9,399	8,789
男	6,442	5,826	5,519	4,977	4,623
女	5,431	5,010	4,777	4,422	4,166
65歳以上就業者数	1,519	1,587	1,730	1,490	1,686
就業者総数に占める割合	12.8%	14.6%	16.8%	15.9%	19.2%
男	881	895	943	790	890
女	638	692	787	700	796
65～74歳	1,324	1,306	1,335	982	1,138
男	756	723	706	509	605
女	568	583	629	473	533
75歳以上	195	281	395	508	548
男	125	172	237	281	285
女	70	109	158	227	263

資料：総務省国勢調査

【図13】高齢者の就業者数の推移（前期・後期年齢区分）



④高齢者を取り巻く状況やニーズ調査結果から見えた現状等

○介護予防・日常生活実態調査

第7期中間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定（平成30年度～平成32年度）の策定に向けて行われた串間市在住の65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2認定者2,000名を対象に実施。

介護予防・日常生活実態調査の分析結果

①高齢者のみの世帯への対応の必要性

- 家族構成について、「1人暮らし」が32.4%と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が32.2%となっており、高齢者のみの世帯が全体の64.6%となっています。
- また、持ち家（一戸建て）に住んでいる人は87.7%となっており、近所での見守りの体制の充実が望まれます。

②有病率

- 現在治療中、または後遺症のある病気をみると、「高血圧」が51.4%と最も高く、次いで「目の病気」が19.6%、「筋骨格の病気」が13.6%などとなっています。
- なお、一般的に要介護の原因となりやすい「脳卒中」、「心臓病」、「認知症」については、一般高齢者では低くなっています。
- 一方、「ない」は11.4%にとどまっており、ほとんどの高齢者は何らかの疾病を有していることがわかります。

③リスクについて

- 今回の調査で、運動器の機能低下リスクのある人の割合26.2%、閉じこもりリスクのある人の割合28.7%、転倒リスクのある人の割合37.1%、低栄養リスクのある人の割合2.4%、口腔機能低下リスク24.8%、認知機能低下リスクのある人の割合47.0%、うつリスクのある人の割合37.4%となっています。
- この中で、運動器の機能低下、閉じこもり、転倒のリスク者の割合は、後期高齢の75歳以上になってから、加齢とともに加速度的にリスクが高まっており、前期高齢から後期高齢の時期まで継続して、運動機能の維持のための対策が重要となります。

④地域づくりへの参加意向

- 地域づくりに関して、企画・運営（お世話役）として、「是非参加したい」と「参加してもよい」と回答した人が合わせて32.4%となっています。
- 地域の見守り、様々な生活支援サービス、総合事業を推進していく中で、その担い手となれる人が、3人に1人おり、これらの思いの人をいかに取り込んでいく仕組みをつくるかが重要となります。

⑤終末期について

- 人生の最期をどこで迎えたいかについて、「最後まで自宅で過ごしたい」が24.7%と最も多く、「自宅で療養して、最後だけ医療機関で過ごしたい」も23.9%あることから、在宅での医療と介護の連携・支援体制の強化が求められています。
- しかし、在宅での介護・療養を行う上で、在宅療養の困難な理由として「介護者の負担が大きい」

や「介護する人がいない・少ない」が挙げられることから、介護者の負担軽減や介護人材の確保・育成が必要とされています。

※資料：介護予防・日常生活実態調査

(第8次串間市高齢者保健福祉計画・第7期串間市介護保険事業計画)

(2) 串間市の生活困窮者関連資料

①生活保護受給状況

●被保護世帯数・人員（生活保護停止世帯を含む）

被保護世帯数は、平成25年と比較すると増加傾向です。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
世帯数	147	162	166	164	160
人員	186	205	203	198	182

資料：宮崎県福祉保健部福祉保健課より提供

●平成29年被保護世帯内訳（生活保護停止世帯を除く）

高齢者世帯が全体の約7割を占めています。

	高齢世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他	母子世帯
串間市	110	11	23	15	0

資料：宮崎県福祉保健部福祉保健課より提供

②生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の自立相談支援機関における1か月あたりの新規相談受付件数

平成29年度	3件/月
--------	------

資料：串間市福祉事務所より提供

③就業者の常住地・従業地

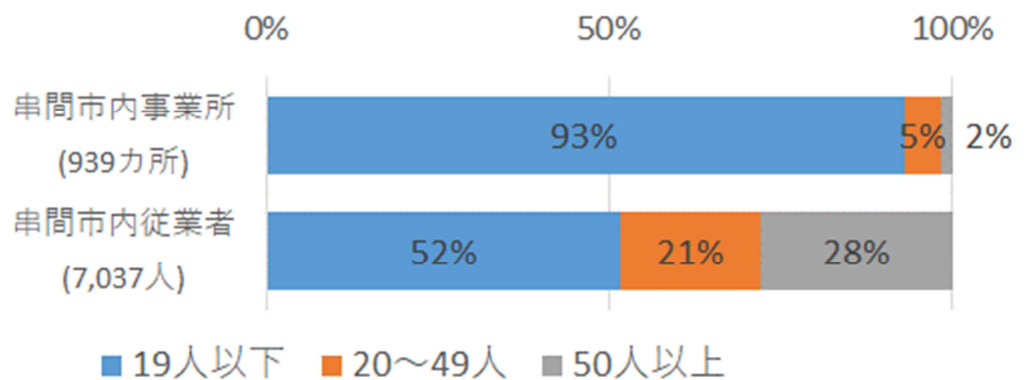
常住就業者の15.9%が他市町村で従業しています。

また、串間市内従業者の10.9%が他市町村に常住しています。

		従業地			計
		串間市内	串間市外	不明・不詳	
常住地	串間市内	7,369	1,394	26	8,789
	串間市外	903	-	-	903
計		8,272	1,394	26	9,692

資料：平成27年 国勢調査

④地域の事業所規模別事業所／従業者割合



	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	939	603	172	94	31	19	8	7	5
従業者数	7,037	1,249	1,126	1,255	751	696	561	1,399	-

資料：2017年（平成26年）経済センサス基礎調査

労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

3. 現状と課題

(現状)

串間市の自殺の状況をまとめると次のようになっています。

- 自殺死亡率、自殺者数ともに大きく増減を繰り返していますが、中長期的にみると減少傾向にあります。
- 自殺者数の男女比は、男性の自殺者数が女性の自殺者数の約3倍となっています。
- 年代別の自殺者数は、80歳代以上が最も多く、全国の当該年代の割合と比べても高くなっています。
- 60歳以上の同居人がある人の自殺者数は、男性80歳以上がもっとも高くなっています。
- 60歳以上の同居人がいない人の自殺者数は、女性80歳以上がもっとも高くなっています。
- 年代別死因順位は、20代、30代で死因の第一位が自殺であり、若年世代においても深刻な問題となっています。
- 自殺未遂歴のあった者の割合は、全国や宮崎県と比較すると低い状況となっています。
- 職業別自殺者数の割合は、「無職者」が「有職者」の約2倍となっています。

(課題)

このような状況を踏まえて、次のような課題が考えられます。

- 串間市においては、自殺者数が最も多い「高齢者」を重点施策として実施していく必要があります。
- 特に、うつ病を含め、高齢者の健康問題について、地域の健康・医療・介護などに関する様々な関係機関や団体と連携して自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を行っていく必要があります。
- また、高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態が要因となって、孤立・孤独に陥りやすいことから、悩みや不安を一人で抱え込まず誰かに相談できるよう居場所づくりや生きがいづくりを推進していくとともに、早期の「気づき」に対応できるよう研修会等を行っていく必要があります。
- 一方で、自殺に至るまでには、複合的な問題を抱えていることが多いと考えられています。特に「生活困窮者」については、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があることから生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性がある者に対して相談支援等を行っていくことが求められています。
- 高齢者だけでなく働き世代及び若年層への支援についても、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」における基本施策に基づいて、包括的に実施していくことが求められています。

第3章 いのち支える自殺対策における取組

第3章 いのち支える自殺対策における取組

1. 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺事態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

誰も自殺に追い込まれることのない串間市

5つの「基本施策」

地域におけるネットワークの強化
自殺対策を支える人材の育成
住民への啓発と周知
生きることの促進要因への支援
児童生徒の SOS の出し方に関する教育

「重点施策」

高齢者
生活困窮者
無職者・失業者

生きる支援関連施策

既存事業を自殺対策（地域づくり）の観点から捉え直し、様々な課題に取り組む各課、各組織の事業を連携。

2. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

①地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する教育相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。市民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【申間市自殺対策推進協議会】 関係各種団体の代表が集まり、市の自殺対策に関する協議を行います。	医療介護課 関係各課	医療機関、保健所、福祉関係機関、教育機関、学識、労働産業機関、自治会、警察
【申間市自殺対策推進庁内連絡会議】 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、庁内連絡会を開催します。	医療介護課 関係各課	

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
申間市自殺対策推進協議会開催	平成 30 年度設置	1 回以上/年
申間市自殺対策推進庁内連絡会議開催	平成 30 年度設置	1 回以上/年

② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう連携体制の整備を行います。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【串間市支援調整会議】 串間市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をしていきます。	福祉事務所 関係各課	社会福祉協議会、 民生委員・児童委員、ハローワーク、保健所、児童相談所、その他関係機関
【串間市障がい者自立支援協議会】 精神障がい者を含む地域の様々な事項について、保健・医療・福祉関係機関が連携して協議を行い、ネットワーク構築に取り組みます。	福祉事務所	障がい者（児）関係団体、相談支援事業所、医療機関、教育関係機関、民生委員・児童委員、
【串間市要保護児童対策地域協議会】 虐待が疑われる児童生徒や支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉事務所	警察、医療機関、教育関係機関、民生委員・児童委員、保育園、認定こども園、児童相談所、保健所、法務局、人権擁護団体
【串間市地域見守り活動に関する協定】 串間市地域見守り活動に関する協定による事業所等の協力により、地域での見守りを推進し、市民の異変を早期に見つけます。	福祉事務所 危機管理課 医療介護課	警察、社会福祉協議会、事業所

● 評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
各種協議会・会議開催回数	各 1 回以上／年	各 1 回以上／年
串間市地域見守り活動に関する協定締結事業者累計	10 件 (平成 29 年度実績)	18 件以上

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

①さまざまな職種を対象とする研修の実施

全職員の対応力向上とともに、関係者の人材育成に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【全職員を対象としたゲートキーパー養成講座】 各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方やその他様々な生きづらさを感じている方に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を開催していきます。	医療介護課 総務課	

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
ゲートキーパー研修受講者数	—	270 名以上
各研修アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	それぞれ 70%以上

②一般住民に対する研修による人材育成

日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員児童委員や地区組織、商工会、消防団等、関係団体、地域ボランティア等を中心に、ゲートキーパー養成を含む講演会を開催し、地域における対策の支え手を育成します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【こころの健康づくり講演会】 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催していきます。	医療介護課	串間市自殺対策推進協議会

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
こころの健康づくり講演会開催回数	年 1 回	1 回以上/年
講演会アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	それぞれ 70%以上

③寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【生活困窮者自立相談支援事業】 串間市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、対象者一人ひとりの困りごとにあわせて支援をしていきます。伴走支援、寄り添い支援を基本としていきます。	福祉事務所 関係各課	社会福祉協議会、 民生委員・児童委員、ハローワーク、保健所、児童相談所、その他関係機関

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
連携できていると回答した関係者の割合	—	70%

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるというこの理解を促進していきます。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

①リーフレット・啓発グッズの作成と周知

さまざまな機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【チラシによる相談窓口の周知】 庁内窓口や福祉関係機関、市内医療機関にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	医療介護課	医療機関、福祉関係機関、地域包括支援センター
【図書館でのテーマ展示】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせ、こころの健康に関する書籍紹介や展示等を行います。	医療介護課	図書館

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
庁内チラシ設置窓口	1カ所	5カ所
市内関係機関チラシ設置窓口	—	5カ所
図書館テーマ展示	—	2回/年

②市民向け講演会・イベント等の開催

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【こころの健康づくり講演会】（再掲） 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催していきます。	医療介護課	串間市自殺対策推進協議会
【健康教室】 地域の公民館で開催する健康相談・健康教育の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行っていきます。	医療介護課	各地区組織
【各種イベントにおける展示等(串間市民秋まつり)】 自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、市民への啓発の機会としていきます。	医療介護課 福祉事務所	串間市自殺対策推進協議会

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
こころの健康づくり講演会開催回数	1 回／年	1 回以上／年
健康教室利用者数	2,055 人 (平成 29 年度実績)	2,100 人以上／年
各講座や教室でのアンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70%以上
各種イベント参加者に対するアンケートで自殺対策を実施したことを見たり聞いたりしたことのある回答者割合	—	70%以上

③メディアを活用した啓発活動

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【広報誌・ホームページを通じた広報活動】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせたこころの健康に関する啓発活動を行います。また、通年を通じた相談窓口の周知を図ります。	医療介護課	串間市自殺対策推進協議会

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
広報誌掲載回数	2回	年2回以上
市公式サイト投稿回数	1回	年2回以上
市公式 Facebook 投稿回数	4回	年4回以上

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きる事への促進要因」を増やす取組を行うこととされています。「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

①居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【対面・電話相談事業】 自殺に関する悩みを抱えている者等が、いつでも専門職にきめ細かな相談ができることによって、孤立防止やメンタルヘルスの向上、生きる力の底上げにつながり、心の居場所になることを目指します。	医療介護課	対面・電話相談実施機関
【一般介護予防事業（健幸教室・サロン活動）】 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	医療介護課	社会福祉協議会、介護保険関係事業所
【地域介護予防活動支援事業（多世代間交流・いきいき元気教室）】 ○多世代間交流 教育・保育施設や学校、公民館など地域の身近な場所において、児童生徒と高齢者が料理教室や昔遊び等を通して交流することで、地域のつながりを強化します。 ○いきいき元気教室 自治会単位で行う自主教室として筋力体操を中心に週1回集う場に参加することで、地域住民同士で交流を図るとともに、安心して過ごせる居場所を目指します。	医療介護課	社会福祉協議会、教育関係機関
【高齢者クラブ活動】 地域に繋がりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見出せる地域づくりを目指します。	福祉事務所	社会福祉協議会、高齢者クラブ
【地域子育て支援拠点事業】 子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	福祉事務所	地域子育て支援センター

<p>【自治会活動】 地域に住んでいる人たちがふれあいの場をつくり、互いに支え合いながら、安心・安全で住みよいまちを創り上げるために様々な活動を行うことで、地域での居場所づくりを促進します。</p>	総合政策課	自治会
---	-------	-----

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
対面・電話相談事業	対面 467 件 電話 1,013 件 (平成 29 年度実績)	対面 480 件 電話 1,040 件
一般介護予防事業	週 1 回	週 1 回
各事業参加割合	-	対象者数の 10%以上
地域子育て支援センターの年間利用者数	11,241 人 (平成 29 年度実績)	12,000 人
自治会加入率	94.6% (平成 29 年度実績)	95.0%以上

②自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策において重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や適切な相談対応を行うためのネットワークの構築を図っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【二次医療圏との連携】 日南保健所が開催する日南申間地域自殺対策推進協議会や日南申間地域における自殺予防サポートネットワークに参加し、地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行っています。	医療介護課 福祉事務所 消防	保健所、医療機関、警察

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
会議への参加回数	年 2 回	年 2 回以上

③遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【死亡届出時の情報提供】 死因を問わず死亡届けに訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続き等の情報を掲載したチラシ等を設置します。	医療介護課 福祉事務所 市民生活課	

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
庁内チラシ設置窓口	—	5 カ所

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOS の出し方に関する教育を進めています。

①児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【SOS の出し方教育】 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を推進します。	医療介護課 学校政策課	教育関係機関

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
SOS の出し方教育開催校	2 校 (平成 30 年度実績)	全小学校
アンケート結果にて「理解できた」と答えた割合	96.5% (平成 30 年度実績)	90%以上

3. 重点施策

(1) 高齢者

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、かかりつけ医を含めた包括的な支援提供体制を行っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【在宅医療・介護連携推進事業】 地域の医療・介護・福祉関係者で「在宅医療・介護連携」の課題についての対応策の検討を行い、地域の医療・介護サービス資源のまとめと、関係者及び市民への周知を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。	医療介護課	医療機関、介護保険サービス事業所、医療・介護・福祉関係職能団体

● 評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
串間市在宅医療介護連携推進協議会等開催回数	1回／年 (平成 29 年度実績)	10回／年
市民対象の「在宅医療・介護連携」に関する研修会の開催	1回／年 (平成 29 年度実績)	2回／年

②高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p>【健康相談・健康教室】</p> <p>地域の公民館等で開催する健康相談・健康教育の機会に、うつ病を含め、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行っていきます。</p>	医療介護課	各地区組織
<p>【生活支援体制整備事業】</p> <p>地域の支え合いを推進する生活支援コーディネーターが中心となって、高齢者のニーズ把握に努めるとともに自殺対策の視点をもって、関係機関と連携しながら安心して暮らせる地域づくりを目指します。</p>	医療介護課	社会福祉協議会
<p>【認知症地域支援・ケア向上事業】</p> <p>認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症サポーター養成講座や認知症の方やその家族の方の集い、相談業務等を行います。</p> <p>認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図り、認知症を含む健康問題についての相談体制を強化します。</p>	医療介護課	社会福祉協議会
<p>【認知症初期集中支援事業】</p> <p>認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう本人や家族の不安に寄り添った支援を行います。</p>	医療介護課	初期集中支援チーム
<p>【総合相談窓口】</p> <p>総合相談窓口において、高齢者の健康や家庭に関する相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。</p>	医療介護課 関係各課	地域包括支援センター
<p>【行政相談・人権相談】</p> <p>行政相談員・人権擁護委員が、様々な相談を受付ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。</p>	市民生活課 総務課	行政相談員、人権擁護委員

<p>【高額医療に関すること】 当人や家族にとって負担が大きい高額医療に関する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする場合には適切な機関につなぐ等の役割を担います。</p>	医療介護課	
---	-------	--

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
健康相談利用者数	561 人 (平成 29 年度実績)	580 人以上／年

③社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢者世帯、高齢者の一人暮らし世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
<p>【一般介護予防事業】（再掲） 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図ります。また、高齢者の心身機能の変化があった際は、必要に応じて関係機関につなげます。</p>	医療介護課	社会福祉協議会、介護保険関係事業所

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
一般介護予防事業	週 1 回	週 1 回

(2) 生活困窮者・無職者・失業者

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

- ①他分野他機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援
- ②生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

【事業名】 事業内容	担当課	関連協力団体
【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	福祉事務所	社会福祉協議会、 民生委員・児童委員
【生活困窮者自立相談支援事業】（再掲） 串間市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。	福祉事務所 関係各課	社会福祉協議会、 ハローワーク、民生委員・児童委員、 保健所、児童相談所、その他関係機関
【無料法律相談】 消費生活上のトラブルや多重債務等を抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。	市民生活課	社会福祉協議会
【年金相談】 国民年金に関する相談を随時窓口で受け付け、経済的問題等につながる際は早い段階で必要な支援へつなげます。	市民生活課	年金事務所
【各種納付相談】 各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談を随時窓口で受け付けます。「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制を作ります。	税務課 関係各課	

●評価指標

評価項目	現状値	平成 35 年度までの目標値
生活保護相談件数	5 件／月 (平成 29 年度実績)	7 件以上／月
生活困窮者の自立相談支援機関における 1 か月あたりの新規相談受付件数	3 件／月 (平成 29 年度実績)	7 件以上／月
無料法律相談件数	4 件／月 (平成 29 年度実績)	4 件／月

4. 生きる支援関連施策

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS教育	高齢者	生活困窮者・無職者・失業者
医療介護課	健康増進事業	健診結果を活用し、うつ傾向など自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。			●			●	
	がん検診事業	検診結果を活用し、うつ傾向など自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。			●			●	
	健康づくり推進事業	健康づくり団体の会合などがある時に、自殺対策の講演会やリーフレット配布を行うなど、住民への啓発を行います。	●						
	からだの健康の増進	地域の公民館で開催する健康相談・健康教育の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行います。			●				
	こころの健康づくりの啓発イベントの開催	自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、市民への啓発の機会としていきます。			●				
	こころの健康のパンフレット配布等	様々な機会にこころの健康に関する啓発パンフレット、広報等による普及・啓発を実施します。			●				
	自殺予防に関するPR活動の推進	自殺予防に関する、のぼり旗の設置や啓発グッズ用品の配布、広報への掲載、青ポロシャツの着用を推進することにより、自殺予防のPRをおこなっていきます。			●				
	いのちの教育の機会の提供	児童生徒が、子どもの頃から、家庭、学校、地域において、いのちの大切さについて学習する機会を提供します。						●	
	ストレスへの対処法を学ぶ機会の提供	SOSの出し方教育を通じて、ストレスの対処方法について学び、児童生徒の自殺防止を図るとともに、相談窓口の周知を行います。			●			●	
	こころの健康づくり事業への講師派遣	地域のサロンや職場の研修等、こころの健康づくりに関する事業への講師派遣を行います。		●					
	自殺に関する情報収集	各種統計を活用し、自殺の現状の把握に努めます。	●						
	死亡届出時の情報提供	死因を問わず死亡届けに訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続等の情報を掲載したチラシを設置します。					●		
	こころの健康に関する実態調査	こころの健康に関する実態調査を行います。	●						
	電話・面接相談の実施	市民の悩みや不安の解消ができるよう365日対応できる窓口を設置し電話・面接相談を行います。					●		
	ゲートキーパー養成講座、傾聴講座等の充実	自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催していきます。		●	●				
保護者や教師向けの講座の開催	保護者や教師など子どもを取り巻く大人に対する傾聴講座、ゲートキーパー養成講座を行います。			●			●		

第3章 いのち支える自殺対策における取組

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS教育	高齢者	生活困窮者・無職者・失業者	
医療介護課	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症サポーター養成講座や認知症の方やその家族の方の集い、相談業務等を行います。 認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図り、認知症を含む健康問題についての相談体制を強化します。						●		
	認知症初期集中支援事業	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう本人や家族の不安に寄り添った支援を行います。						●		
	高額医療に関すること	当人や家族にとって負担が大きい高額医療に関する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする場合には適切な機関につなぐ等の役割を担います。							●	
	一般介護予防事業(健幸教室・サロン活動)	各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。					●		●	
	地域介護予防活動支援事業(多世代間交流)	教育・保育施設や学校、公民館など地域の身近な場所において、児童生徒と高齢者が料理教室や昔遊び等を通して交流することで、地域のつながりを強化します。					●		●	
	地域介護予防活動支援事業(いきいき元気教室)	自治会単位で行う自主教室として筋力体操を中心に週1回集う場に参加することで、地域住民同士で交流を図るとともに、安心して過ごせる居場所を目指します。					●		●	
	多世代間交流	教育・保育施設や学校、公民館など地域の身近な場所において、児童生徒と高齢者が料理教室や昔遊び等を通して交流することで、地域のつながりを強化します。					●		●	
	二次医療圏との連携	日南保健所が開催する日南串間地域自殺対策推進協議会や日南串間地域における自殺予防サポートネットワークに参加し、地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行いきます。					●			
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護・福祉関係者で「在宅医療・介護連携」の課題についての対応策の検討を行い、地域の医療・介護サービス資源のまとめと、関係者及び市民への周知を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。					●		●		

第3章 いのち支える自殺対策における取組

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS教育	高齢者	生活困窮者・無職者・失業者
学校政策課	小・中学校学校図書館充実事業	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)にあわせて、いじめや教師との関係、家族での問題など、児童生徒における自殺のリスクや、彼らの抱え込みがちな問題への対応について参考になりそうな図書を選定するなど、児童生徒向け対策を図ります。				●			
	いのちの教育の機会の提供	児童生徒が、子どもの頃から、家庭、学校、地域において、いのちの大切さについて学習する機会の提供を行います。				●			
	ストレスへの対処法を学ぶ機会の提供	SOSの出し方教育を通じて、ストレスの対処方法について学び、児童生徒の自殺防止を図るとともに、相談窓口の周知を行います。					●		
	各種教育活動の充実	道徳教育やふるさと教育、福祉教育等の充実を図ります。				●			
	いじめ防止の啓発	いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与します。					●		
	いじめの早期発見・早期対応	「いじめに関するアンケート調査」等を実施し、いじめの実態把握を行い、早期発見・早期対応に努めます。				●			
	スクールカウンセラー等による相談の充実	さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒や関係機関等とのネットワークを活用し、課題解決への対応を図ります。	●						
	インターネット・携帯電話等に関する啓発	児童生徒が、インターネットや携帯電話などの正しい使い方について学ぶ機会を提供し、インターネット被害の防止を図ります。				●			
	インターネット・携帯電話等に関する啓発	保護者に対する、携帯電話やインターネット等のフィルタリングの普及を図り、ネット被害の防止を図ります。				●			
	保護者や教師向けの講座の開催	保護者や教師など子どもを取り巻く大人に対する傾聴講座、ゲートキーパー養成講座を行います。		●					
不登校児への支援	不登校になった児童生徒へ各種支援を行い、不安感の軽減に努めます。				●				
危機管理課	様々な機会での自殺予防の普及・啓発	避難訓練や交通安全講習会時等に自殺予防の情報発信をします。				●			
	自殺に関する情報収集	自殺の現状の把握に努め、情報を提供します。	●						
市民生活課	行政相談	行政相談員が、様々な相談を受け付ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。				●		●	
	弁護士による法律相談の実施	消費生活上のトラブルや多重債務等を抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。						●	
	ごみ問題	ごみ屋敷など、複合的な問題を抱える世帯の現状を把握し、他機関と連携した支援を行います。	●						
	動物に関する問題	多頭飼育など動物の世話を適切に実施していない飼主の中には、複合的な問題が顕在化している可能性があることから、必要時に関係機関と連携を図り支援を行います。	●						
	年金相談	国民年金に関する相談を随時窓口で受け付け、経済的問題等につながる際は、必要な支援へつなげます。	●						
	死亡届出時の情報提供	死因を問わず死亡届けに訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続等の情報を掲載したチラシを設置します。				●			

第3章 いのち支える自殺対策における取組

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS教育	高齢者	生活困窮者・無職者・失業者
市民病院	かかりつけ医と精神科医との医療連携体制の強化	うつ病早期発見のために、かかりつけ医から精神科医につなぐ、うつ病医療体制づくりの推進を行います。	●			●			
	未遂者の把握	自殺未遂者を発見した場合、保健所などの関係機関と連携をとります。	●			●			
税務課	各種納付相談	各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談を窓口で受け付けます。「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制を作ります。				●			●
総合政策課	自治会活動	地域に住んでいる人たちがふれあいの場をつくり、互いに支え合いながら、安心・安全で住みよいまちを創り上げるために様々な活動を行うことで、地域での居場所づくりを促進します。				●			
	支え支えられる地域連携推進事業	地区の住民会議で自殺対策について議論・検討することで、生き心地のよい街の実現に向けて推進していきます。	●						
	男女共同参画社会づくり事業	自殺対策に関連するブースの展示、資料の配布などを行います。			●				
	DV被害者等支援事業	講演会等において関係課(福祉事務所、医療介護課)と連携して自殺対策の普及を行います。			●				
総務課	人権相談	人権擁護委員が、様々な相談を受け付ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。			●			●	
	職員研修	各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方やその他様々な生きづらさを感じている方に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、関係課と連携してゲートキーパー研修等を開催していきます。		●					
福祉事務所	高齢者クラブ	地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見出せる地域づくりを目指します。	●			●		●	
	社会福祉協議会	関係団体同士のネットワークを強化していくことで、自殺のリスクを抱えた方の早期発見と支援の強化を図ります。	●			●			
	民生委員・児童委員	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みがあるため、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげます。	●					●	●
	串間市地域見守り活動に関する協定	串間市地域見守り活動に関する協定による事業所等の協力により、地域での見守りを推進し、市民の異変を早期に発見します。	●						
	高齢者が活躍する場の整備	高齢者クラブ活動やシルバー人材センター活動等を支援し、高齢者の社会参加を通じて、生きがいづくりや閉じこもり防止に努めます。				●		●	
	こころの健康のパンフレット配付等	様々な機会にこころの健康に関する啓発パンフレット、広報等による普及・啓発を実施します。			●				
	高齢者の自殺に関するハイリスク者の対応	リスクを抱えた方を把握し、必要に応じて、相談者宅に向いて相談支援を行い自殺リスクの軽減を図ります。				●		●	
	未就学児ことばの教室事業	家庭の状況や保護者の悩み等に気づき、必要時には支援へとつなげます。				●			
	障害者住宅改造助成事業	担当者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応を図ります。	●						

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS教育	高齢者	生活困窮者・無職者・失業者
福祉事務所	串間市障がい者自立支援協議会	精神障がい者を含む地域の様々な事項について、保健・医療・福祉関係機関が連携して協議を行い、ネットワーク構築に取り組みます。	●						
	重度心身障害者介護手当支給事業	こころの健康に関するリーフレットを設置します。				●			
	知的障害者団体補助事業	リスクを抱えた方を把握して、必要な支援につないでいく連携の接点を行います。	●						
	生活困窮世帯の自立支援	生活に困窮する方などの相談に適切に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用とハローワークなど関係機関と連携した生活困窮世帯及び生活保護世帯の自立更生を支援します。				●			●
	生活保護世帯の自立支援	生活保護の各種施策と自殺対策とを連動させ、支援のより一層の強化を図ります。				●			●
	うつ病に対する普及・啓発	うつ病にかかった人、うつ病が疑われる人に対する正しい対応の仕方を講演会、教室、シンポジウム等、様々な機会に普及・啓発を行います。			●				
	ハイリスク者への訪問相談	うつやアルコール依存等の相談者宅まで出向いての相談支援を行い、自殺リスクの軽減を図ります。				●			
	よい歯の子育成支援特別事業	子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となります。貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めた包括的な支援を展開します。			●				
	要保護児童対策地域協議会	虐待が疑われる児童生徒や支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	●						
	子ども発達障がい支援事業	問題を把握した場合は、適切な支援機関につながります。			●				
	地域子育て支援拠点事業	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。				●			
	妊婦・乳児健康診査	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に、問題があれば関係機関につなげるなどの対応を図ります。			●				
	子育てに関する相談支援の充実	子育て中の保護者などへ傾聴などの相談支援を行います。				●			
	アルコールに関する相談支援	妊産婦の飲酒等のアルコール関連問題に関する相談対応を行います。				●			
	産後うつに対する普及・啓発	産後うつによって自殺に追い込まれるケースもあることから、産後うつに関する情報の普及・啓発の推進を行います。			●	●			
放課後児童クラブ事業	指導員を対象にゲートキーパー研修の案内等を行うことで、子どもを見守る上での視点を身に付けてもらい、自殺リスクの早期発見につなげます。				●				
母子・寡婦世帯生活つなぎ資金貸付	貸付の前後で、親と対面でやりとり時、自殺リスクの早期発見および他機関との連携を行います。				●				

第3章 いのち支える自殺対策における取組

担当課	事業名(事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOS教育	高齢者	生活困窮者・無職者・失業者
福祉事務所	一時預かり(幼稚園型)事業	保護者や家庭のリスク等の早期発見や関係機関との連携を図ります。				●			
	延長保育促進事業	保育士等への研修等を行い、保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎを図ります。				●			
	母子家庭等対策総合支援事業	専門職にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの高いひとり親家庭を他の機関へつなぐ等の対応を行います。				●			
	養育支援訪問事業	養育に不安を持つ保護者に寄り添うことで、今抱えている問題を把握し、適切な支援につなぎます。		●					

第4章 自殺対策の推進体制

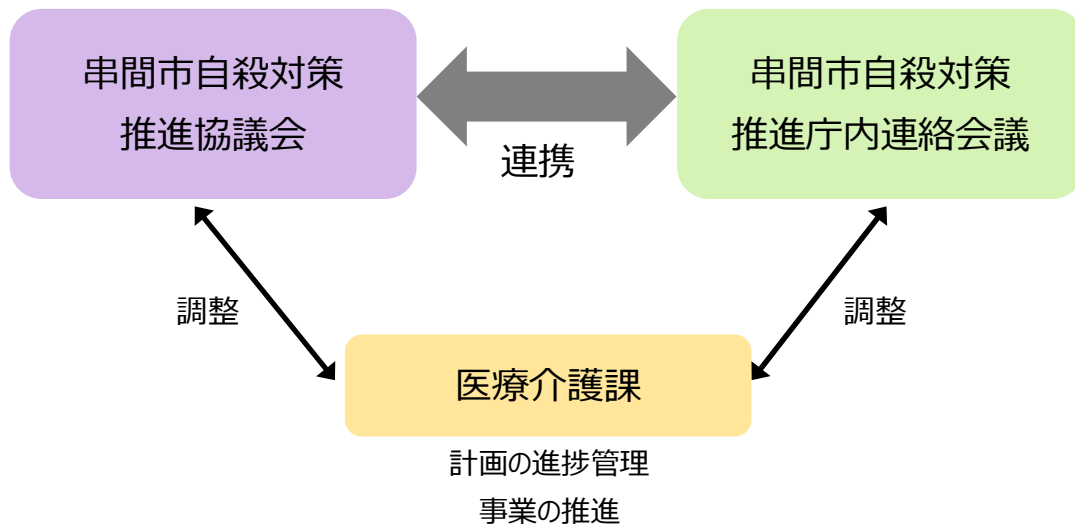
第4章 自殺対策の推進体制

1. 自殺対策の推進体制

「串間市自殺対策推進庁内連絡会議」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や行政で構成する「串間市自殺対策推進協議会」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体で取組みを推進します。

本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、串間市自殺対策推進庁内連絡会議及び串間市自殺対策推進協議会において PDCA サイクルによる評価を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



(1) 串間市自殺対策推進協議会

副市長が長を務め、医療・福祉・教育・労働産業・保健所等の関係機関及び自殺対策に関連の深い関係課の長を構成員として、相互の密接な連携を確保し、串間市における自殺対策を総合的かつ効率的に推進します。



● 串間市自殺対策推進協議会構成員

分野		所属
医療 保健 福祉 教育	1	医療法人十善会 県南病院 副院長
	2	日南保健所 健康づくり課 課長
	3	社会福祉法人 串間市社会福祉協議会 会長
	4	串間市民生委員児童委員協議会 会長
	5	串間市介護支援専門員連絡会 会長
	6	串間市高齢者クラブ連合会 会長
	7	地域生活支援センターwing 精神保健福祉士
	8	串間市「話し相手ボランティア」連絡会 代表
	9	串間市PTA協議会 副会長
学識	10	宮崎県司法書士会日南支部 支部長
労働 産業	11	日南公共職業安定所 雇用指導官
	12	串間商工会議所 専務理事
	13	はまゆう農業協同組合 串間支所長
地域	14	串間市自治会連合会 会長
警察 消防	15	串間警察署 刑事生活安全課長
	16	串間市消防本部 消防長
行政	17	串間市 副市長
	18	総務課長
	19	市民生活課長
	20	学校政策課長
	21	串間市民病院 事務長
	22	福祉事務所長
事務局		医療介護課長 医療介護課 健康増進係

(2) 串間市自殺対策推進庁内連絡会議

医療介護課長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の実務者で構成しています。
本市の自殺対策を推進するため、庁内の横断的体制を整えます。

● 串間市自殺対策推進庁内連絡会議構成員

1	医療介護課	課長
2	医療介護課	地域医療介護連携推進室長兼統括保健師
3	医療介護課	健康増進係長
4	医療介護課	介護保険係長
5	福祉事務所	自立支援係長
6	福祉事務所	こども政策係長
7	福祉事務所	子育て支援係長
8	福祉事務所	社会福祉係長
9	総合政策課	地域振興係長
10	総務課	職員係長
11	市民生活課	生活環境係長
12	危機管理課	危機管理係長
13	税務課	収納係長
14	学校政策課	教育総務係長
15	串間市民病院	外来師長
16	消防本部	消防係長
事務局	医療介護課	健康増進係

第5章 參考資料

第5章 参考資料

1. 自殺対策基本法

2. 自殺総合対策大綱（概要）

3. 宮崎県自殺対策行動計画（第3期計画）の概要

4. 串間市自殺対策推進協議会設置要綱

5. 串間市自殺対策推進庁内連絡会議設置要綱

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

- 第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

- 第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

- 第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

- 第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚

部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階に

おける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総

理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遭われた人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

➤ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少
 (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

宮崎県自殺対策行動計画(第3期計画)の概要

～誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指して～

いのちを支える

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

現行の第2期計画(平成25年度から平成28年度)が満了することから、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、第3期計画を策定した。

2. 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第1項の規定に基づき策定

3. 計画の期間

平成29年度から平成32年度までの4年間

4. 計画の目標

自殺死亡者(人口10万人当たりの自殺者数)
現状(平成27年) 23.2人 → 目標(平成32年)18.5人以下

第2章 本県における自殺の状況等

1. 本県における自殺の状況

- 平成27年の自殺者数は255人で、ピーク時の平成19年から約35%減少している。
- 自殺死亡者(人口10万人当たりの自殺者数)は23.2人で、都道府県別では全国ワースト3位と非常に高い水準にある。
- 年代別自殺死亡者を全国と比較すると、男女ともに60代以上の高齢者層で全国より高い。
- 平成19年以降の年代別自殺死亡者の推移を見ると、男性は50代以上が大きく低下しているのに対し、それ以下の世代は低下率が小幅にとどまっている。
- 原因・動機は、「健康問題」が最も多く、その内訳では「うつ病」をはじめとする精神疾患が過半を占めている。(自殺は、様々な要因が複雑に絡み合っているといわれており、「うつ病」の背景には「経済・生活問題」や「勤務問題」、「家庭問題」等の様々な要因が潜んでいると思われる。)
- 自殺者の約71%に同居人がおり、約25%が過去に未遂歴を有している。

2. 県民の健康に関する県民意識調査

- 県民の約4人に1人が過去に自殺を考へ、その割合は、性別では女性、年代別では20代～50代で高い。
- このころの悩みや相談先に関する情報は、60代未満は主にインターネットで、60代以上は家族や友人等の身近な人から得ている。
- 不眠が続いた場合、高齢者層はまずは内科などのかかりつけ医を受診するのに対し、若年・中高年齢層は医療機関を受診しない傾向がある。

3. 救急告示施設における自殺未遂者実態調査

- 平成28年度に救急搬送された自殺未遂者の総数は290名。
- 女性が男性の1.6倍、男性は40代から70代が多く、女性は10代から80代以上に比べて幅広い年代構成となっている。
- 県内の救急医療機関の約81%が今後未遂者への精神的ケアを充実させる必要があると感じており、そのためには「救急医療機関と精神科医療機関とのネットワークづくり」が必要と感じている。

第3章 今後の取組の方向性等

自殺者数はここ数年減少傾向にあり、第1期及び第2期計画に基づき取り組んできた総合的な自殺対策には一定の成果が見られる。

しかしながら、自殺死亡者(人口10万人当たりの自殺者数)は依然として高い水準にあるとともに、多数の方が自殺未遂で医療機関を受診している実態がある。

今後、これまでの対策を着実に推進するとともに、最新の自殺の傾向や各種調査結果等で明らかになった次の課題に対応する取組を強化する。

- 市町村計画の策定支援 ～宮崎県自殺対策推進センター(仮称)の設置 等
- 働き盛り世代の男性に対する支援 ～インターネットを活用した情報発信の強化 等
- 高齢者層に対する支援 ～「茶の心場(茶飲み場)」等の居場所づくりの促進 等
- 若年層に対する支援 ～児童生徒を対象にした出前講座の実施 等
- うつ病の早期発見・早期治療の促進 ～「かかりつけ医による精神科医師紹介システム」の拡大 等
- 自殺未遂者の支援 ～救急医療機関や精神科医療機関等との連携体制の構築 等

第4章 施策の推進

総合的な自殺対策を効果的に推進するため、基盤の強化を図りながら、一次予防(事前予防)、二次予防(自殺発生時の危機対応)、三次予防(事後対応)の各段階ごとに施策を展開する。

1. 自殺対策を進めるための基盤の強化

- ア 自殺対策に係るネットワークの構築・運営 イ 県内の自殺の実態把握
- ウ 市町村自殺対策計画の策定支援や民間団体の活動支援

2. 一次予防(事前予防)

- ア うつ病や自殺予防等に関する普及啓発
- イ 様々な職種や分野の方々を対象にした人材養成 ウ 地域の見守りや居場所づくり

3. 二次予防(自殺発生時の危機対応)

- ア ハイリスク者の早期発見・早期対応 イ 相談対応等による支援

4. 三次予防(事後対応)

- ア 自殺未遂者の支援 イ 自殺遺族の支援

第5章 推進体制等

「宮崎県自殺対策推進協議会」及び「宮崎県自殺対策推進本部」により、各施策を推進するとともに、施策の実施状況を評価・検証し、計画の適切な進捗管理を図る。

串間市自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関が連携を強化し、市の総合的な自殺対策を推進するため、串間市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策推進の計画策定に関すること。
- (2) 自殺対策推進について、関係機関及び関係団体等の連携及び協力に関すること。
- (3) 自殺対策に関する意見交換及び普及啓発に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、自殺対策推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織するものとし、委員は、次に掲げる団体等から選出された者とする。

- (1) 医療・保健・福祉・教育関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 労働・産業関係者
- (4) 警察・消防関係者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他必要と認められる団体等の関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長を、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、医療介護課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

串間市自殺対策推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の自殺対策を総合的に推進するための串間市自殺対策推進計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するにあたり、庁内の関係課と連携を図り、計画に盛り込む事業の協議検討を行うため、串間市自殺対策推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 自殺対策に関する事業の検討に関すること。
- (3) 連絡調整及び組織体制の確立に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 連絡会議の会長は、医療介護課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員が代理出席できるものとする。
- 3 議長が必要と認めるときは、関係者に対して会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、医療介護課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

医療介護課長	
医療介護課	地域医療介護連携推進室長兼統括保健師
医療介護課	健康増進係長
医療介護課	介護保険係長
福祉事務所	自立支援係長
福祉事務所	こども政策係長
福祉事務所	子育て支援係長
福祉事務所	社会福祉係長
総合政策課	地域振興係長
総務課	職員係長
市民生活課	生活環境係長
危機管理課	危機管理係長
税務課	収納係長
学校政策課	教育総務係長
串間市民病院	外来師長
消防本部	消防係長

いのち支える串間市自殺対策行動計画
～誰も自殺に追い込まれることのない串間市の実現を目指して～

平成 31 年 3 月

〒888-0001

宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8

串間市役所 医療介護課 健康増進係

TEL : 0987-72-0333 (直通)

FAX : 0987-72-0310

E-mail : zoushin@city.kushima.lg.jp
